

債権放棄の報告について

鹿沼市債権管理条例（平成23年鹿沼市条例第24号。以下「条例」という。）
第11条第1項の規定により、市の債権について次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

| 債権の名称 | 放棄した時期 | 放棄した債権の件数 | 放棄した債権の金額 | 放棄した理由 |
|---------|-----------|--------------------|------------|---------------------------|
| 土地建物賃貸料 | 令和3年3月31日 | 1件 (債務者 1人) | 21,451円 | 消滅時効の完成 (条例第11条第1項第3号) |
| 市営住宅使用料 | 令和3年3月31日 | 24件 (債務者 2人) | 270,900円 | 消滅時効の完成 (条例第11条第1項第3号) |
| 水道料金 | 令和3年3月31日 | 861件 (債務者 261人) | 1,774,987円 | 消滅時効の完成 (条例第11条第1項第3号) |